

青 運 整 第 4 0 3 号
青 運 輸 第 1 1 1 7 号
令 和 2 年 2 月 1 7 日

青森県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局青森運輸支局長

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

標記について、自動車技術安全部長及び自動車交通部長より別添のとおり通達があったので、了知されるとともに予防・まん延防止の徹底をお願い致します。

別添

20200217_東自保_通達_10年

東自保第80号
東自旅一第806号
東自旅二第2505号
令和2年2月17日

青森運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

東北運輸局自動車交通部長
(公印省略)

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について (要請)

標記について、令和2年2月15日付け国自安第176号の2により、自動車局安全政策課長から別添のとおり通達があったので了知されるとともに、貴支局においても関係事業者に対し周知を図られたい。また、関係事業者より感染の報告があった際は、速やかに自動車技術安全部保安・環境調整官まで報告願いたい。



別添

国自安第176号の2
令和2年2月15日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知を図られたい。また、管内関係事業者より感染の報告があった際には、速やかに当課まで報告願いたい。



国自安第176号
令和2年2月15日

公益社団法人日本バス協会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策を繰り返しお願いしているところでございますが、今般、複数のタクシー運転者への感染が確認されました。

つきましては、下記の対策を検討し速やかに措置するよう、傘下会員に対して、指示をお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告するよう併せて周知徹底をお願いします。

記

1. 始業点呼時の対応

- ・運転者に疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定による体調の確認を行うこと等により、運転者の健康状態を確実に把握すること
- ・マスクの着用等の感染予防対策が取れていることを確認すること

2. 体調不良が確認された際の対応

発熱やせき等の症状がある場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関に受診させる等、適切な対応を取ること

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html